

# はじめに

- 自己紹介  
弁護士 中島宏樹
- Pick Up  
最高裁平成27年3月27日判決



# 事案の概要？

- 平成17年8月、X市は、市営住宅条例に基づき、X市が所有する市営住宅について、Yを入居者とする決定を行った。
- 平成19年2月、X市は、上記条例を改正し、入居者に対し明渡を請求できる場合について、「暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）」との条項を追加した。
- 平成22年8月、Yは、「名義人又は同居人が暴力団員であることが判明したときは、ただちに住宅を明け渡します。」との記載のある誓約書をX市に提出した。
- 平成22年10月、警察からの通報によって、X市は、Yが暴力団員であることを知った。
- 同月、X市は、Yに対して、本件規定に基づいて同年11月末日までに本件住宅を明け渡すよう請求した。

# 判決の要旨？

- 地方公共団体が住宅を供給する場合において、当該住宅に入居させ又は入居を継続させる者をどのようなものとするかについては、その性質上、地方公共団体に一定の裁量がある。
- 暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には、当該市営住宅の他の入居者の生活の平穏が害されるおそれを否定することはできず、暴力団員は自らの意思により暴力団を脱退することが可能であり、当該市営住宅以外における居住についてまで制限を受けるわけではないことからすれば、本件規定は法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反しない。
- 本件規定により制限される利益は、社会福祉的観点から供給される市営住宅に暴力団員が入居し又は入居し続ける利益に過ぎず、本件規定による住居の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることは明らかであるから、居住移転の自由を定めた憲法22条1項に違反しない。
- Yが、X市に、誓約書を提出していることをも考慮すると、Yに本件規定を適用することは憲法14条1項、22条1項に違反しない。

# 判決のポイント？

- 公営住宅条例における暴力団排除規定（暴力団排除条項）について合憲と判断した。暴力団という属性に基づく規制（属性規制）を認めた。
- たとえ、条例で暴力団員が排除される前から居住していたとしても、後に条例により暴力団員が排除された場合には、保護に値しない。

# 暴力団排除条項？

- 暴力団排除条項

反社会的勢力が当該取引の相手方となることを拒絶、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に取引を解消して反社会的勢力を排除、その際、相手方に損害賠償責任を負わず、当方に損害が発生した場合には相手方に損害賠償責任を負わせるとの条項

①取引拒絶, ②取引排除, ③免責, ④賠償額請求

# 傾向と対策？

- 契約書のチェック  
暴力団排除条項が規定されているか。
- 反社会的勢力であることの認定方法  
反社会的勢力データベース照会システム  
(<https://www.hansyadb.jp/>)  
警察  
暴力団追放センター

# おわりに

- 早期相談，迅速解決，顧客満足  
お気軽にご相談ください！

中島宏樹法律事務所

〒9370-495 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町956  
第44長谷ビル6F 電話：80-740-3721 3:80:740-::6

